

応急仮設建築物等の存続期間延長の認定に係る事務処理要領

〔令和4年5月27日〕
都市整備部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）第85条第5項の規定に基づく応急仮設建築物および法第87条の3第5項の規定に基づく災害救助用建築物又は公益的建築物（以下「応急仮設建築物等」という。）の存続期間の延長について必要な事項を定めるものとする。

(存続期間延長の認定申請)

第2条 応急仮設建築物等の存続期間の延長認定を受けようとする建築主は、存続期間延長認定申請書（別記様式第1号）により、市長に認定の申請をしなければならない。

(存続期間延長の認定の決定)

第3条 市長は、前条の規定により存続期間延長の認定の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、認定又は認定しないことを決定するものとする。

2 市長は前項の規定により存続期間延長の認定の決定をしたときは、存続期間延長認定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により存続期間延長の認定をしないことを決定したときは、認定できない旨の通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(存続期間の再延長)

第4条 前2条の規定は、延長された存続期間を超えて更に延長する場合にも同様とする。

(撤去等の報告)

第5条 当該応急仮設建築物等を撤去又は使用停止した場合には、仮設建築物等撤去等報告書（別記様式第4号）を提出するものとする。

附 則

この要領は、令和4年5月31日から施行する。